

牧之原市バイオマス発電施設等の設置に係る基本事項

平成 27 年 3 月

1 目的

牧之原市環境基本条例（平成 20 年条例第 15 号）第 16 条に基づき、牧之原市（以下「市」という。）内でのバイオマス発電施設等の設置及び稼働に当たり、事業を実施する者（以下「事業者」という。）が環境負荷の低減のために遵守すべき事項を定め、もって再生可能エネルギーの円滑な導入を図ることを目的とする。

2 定義

(1) バイオマス発電施設等

バイオマス発電施設等とは、バイオマス燃料を用いた大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に規定するばい煙発生施設*及び付帯施設（燃料保管場所等）をいう。

※大気汚染防止法施行令別表第 1 中、バイオマス関連のばい煙発生施設

- ・廃棄物焼却炉（燃焼能力：200 kg/h 以上）
- ・ガスタービン（燃焼能力：重油換算 50L/h 以上）
- ・ディーゼル機関（燃焼能力：重油換算 50L/h 以上）
- ・ガス機関（燃焼能力：重油換算 35L/h 以上）
- ・ガソリン機関（燃焼能力：重油換算 35L/h 以上）

(2) バイオマス燃料

バイオマス燃料とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 4 項第 5 号に規定するバイオマス（以下「バイオマス」という。）を燃料に用いるもの及びバイオマスを原材料とした燃料をいう。

バイオマスの種類	バイオマスの例
メタン発酵ガス（バイオマス由来）	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス
間伐材等由来の木質バイオマス	間伐材、主伐材
一般木質バイオマス、農作物残さ	製材端材、輸入材、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら
建設資材廃棄物	建設資材廃棄物、その他木材
一般廃棄物、その他のバイオマス	剪定枝、木くず、紙、食品残さ、廃食用油、汚泥（ペーパースラッジ等）、家畜糞尿、黒液

※資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック」より（一部加筆）

4 バイオマス発電施設等の設置に係る基本事項

バイオマス発電施設等の設置及び稼働に当たり、事業者は、静岡県バイオマス発電施設等の設置に係る配慮事項（平成27年1月 静岡県生活環境課）に十分配慮するとともに、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 地元の同意

事業者は、事業の概要を計画した段階で、バイオマス発電施設等の設置、稼働及び工事車両や燃料運搬車両等の走行により環境影響を受けるおそれがある周辺住民等及び市に対して説明を行うとともに、類似施設の視察など様々な方法により地元の理解を得るよう努めること。

(2) 燃料の調達等

事業者は、バイオマス燃料を可能な限り市内から調達し、市外からの搬入を抑えること。また、バイオマス発電施設等の稼働により生じる廃棄物について、その排出抑制や再利用に努めること。

(3) 環境影響評価手続

当該事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）及び静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号。以下「条例」という。）に定めるところにより環境影響評価の対象事業に該当する場合、事業者は法及び条例に基づいた環境影響評価の手続を実施すること。

(4) 環境保全への対応

事業者は、必要に応じ、独自の環境影響評価を実施し、その結果を公表すること。また、市と環境の保全に関する協定を締結すること。

(5) 地域貢献

事業者は、周辺住民の雇用機会の創出や特定規模電気事業者等による地域へのエネルギー供給など地域貢献に取り組むこと。

(6) 牧之原市エネルギータウン構想への協力

事業者は、市が目指す地域のバイオマスを活用した産業創出や地域循環型のエネルギーシステムの構築に協力すること。また、バイオマス発電施設等の稼働により発生した排熱の有効活用に努めること。